

事業 主体別	区 分	総 額		机 上	
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)
都道府県	被害報告	5,533	241,365,513		
	申請 (M)	5,532	193,081,589	1,942	22,062,536
	決定 (N)	5,529	188,935,611	1,941	21,563,477
	比率 (N/M)	99.9	97.9	99.9	97.7
市町村	被害報告	5,264 (3)	104,713,657 (22,842)		
	申請 (M)	5,262 (3)	82,591,407 (22,842)	2,475	14,925,512
	決定 (N)	5,261	81,421,715	2,474	14,739,699
	比率 (N/M)	100.0	98.6	100.0	98.8
計	被害報告	10,797 (3)	346,079,170 (22,842)		
	申請 (M)	10,794 (3)	275,672,996 (22,842)	4,417	36,988,048
	決定 (N)	10,790	270,357,326	4,415	36,303,176
	比率 (N/M)	100.0	98.1	100.0	98.1

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について)
3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」
4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
5、国による代行分を含む。

分 類 表

実 査		比 率			
箇 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
3,590	171,019,053	35.1	11.4	64.9	88.6
3,588	167,372,134	35.1	11.4	64.9	88.6
99.9	97.9				
(3)	(22,842)			100.0	100.0
2,787	67,665,895	47.0	18.1	53.0	81.9
(3)	(22,842)				
2,787	66,682,016	47.0	18.1	53.0	81.9
100.0	98.5				
(3)	(22,842)			100.0	100.0
6,377	238,684,948	40.9	13.4	59.1	86.6
(3)	(22,842)			100.0	100.0
6,375	234,054,150	40.9	13.4	59.1	86.6
100.0	98.1				

て同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
とは、机上で資料により決定したものである。